秋田県健康増進交流センター　小型犬と一緒に宿泊プラン同意書

私は秋田県健康増進交流センター（以下：ユフォーレ）へ愛犬と宿泊するにあたり、以下の規約を守り宿泊します。尚、下記の規約に反した場合は、指定管理者である河辺地域振興㈱の指示に従い、宿泊の中止、キャンセル料の支払い、損傷物品の弁償等を受け入れます。

規　約

1. 私と一緒に宿泊する小型犬の犬種は（名称記載）　　　　　　　　　　　　　です。

**登録（鑑札）番号は、平成　　　 年 　　　　　　 （市町村名等） 第　　　　　　　　　 号です。**

1. 性別は　　雄　（虚勢　有　・　無　）、　雌　（避妊　有　・　無　）　　です。

（雄、雌どちらかを〇でお囲み頂き、去勢、避妊の該当項目を〇でお囲み下さい。）

（未避妊の雌犬の場合、生理中及び生理が終わってから2週間以内である場合は宿泊できません。）

（マーキング癖のある雄犬の場合、マーキング防止ベルトを装着下さい。）

1. **私の愛犬は宿泊日1年以内に狂犬病予防注射及び混合ワクチンを摂取しており、その証明として本同意書、狂犬病予防注射済票の写し（又はそれに変わる証明書の写し）、混合ワクチンの摂取を証明できる書類の写しを宿泊日3日前までにユフォーレへ送付します。**（FAX、メール、郵送可）
2. 宿泊する愛犬は、小型犬で体重は10kg以下であり、室内犬であることに間違いありません。
3. 宿泊する愛犬は、しつけができていて、無駄吠え、トイレの粗相はありません。
4. 移動や就寝時に使用するゲージ、宿泊室に設置するトイレ及びシート、愛犬の食事に使用する餌、食器類、布団類は全て持参します。
5. 持参したトイレ以外での粗相があった場合、片づけを行ったうえでユフォーレに届け出ます。
6. トイレシートや排泄物等は持参したビニール袋に入れ、チェックインの際にユフォーレに指定されたゴミ箱以外には捨てません。
7. 愛犬の出入り口は、チェックインの際にユフォーレに指定された場所を遵守し、出入りの際には必ずゲージに入れて移動します。また、チェックインの際には宿泊者のみがフロントにて受付を行い、愛犬は手続きが終了までユフォーレには入らず、手続き終了後に指定場所より入場します。
8. ユフォーレから指定される宿泊室が及び屋外の散歩スペース以外に、愛犬をいれません。
9. 宿泊室内の宿泊者用の寝具には愛犬を上がらせたり、就寝をさせません。（就寝時には持参したゲージに愛犬を入れます。）尚、宿泊する部屋の布団敷きは、セルフサービスであることを承知します。
10. 屋外にて愛犬と散歩を行う際には、必ず愛犬に持参したリードをし、糞をした際には、持参したビニール袋にて必ず回収し、所定のゴミ箱に捨てます。また、散歩後はユフォーレが用意する洗い場で足など汚れた箇所を洗い、持参したタオルで体を拭いて乾かしてからゲージに入れて指定場所より宿泊室に戻ります。
11. 食事や入浴に出かけるときは、必ず愛犬をゲージに入れ、宿泊部屋以外に出しません。
12. 宿泊室等の備品や建物設備を損傷した場合は、速やかにユフォーレに申告し弁償等の指示に従います。
13. 私の愛犬が不慮の事故や怪我を負った場合、ユフォーレ、河辺地域振興株式会社、秋田県は責任を負わないことに同意します。
14. 私の愛犬に起因して、他の利用者、従業員及び第三者等が損害を被った場合には、当該者に対してその損害を賠償することに同意するとともに、ユフォーレ、河辺地域振興株式会社、秋田県はその責任を負わないことに同意します。また、秋田県動物の愛護及び管理に関する条例第14条の規定により、速やかに秋田市保健所衛生検査課(電話 018-883-1182)へ届出を行います。

平成　　　年　　　月　　　日　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印